

公開草案に寄せられたコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準公開草案第 19 号「金融商品に関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第 23 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
（平成 19 年 7 月 20 日公表）

2. コメント募集期間

平成 19 年 7 月 20 日～平成 19 年 9 月 3 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」

企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
（平成 20 年 3 月 10 日公表）

4. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

主なコメントの概要とそれらに対する対応

5. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL02	関西電力株式会社
CL03	社団法人リース事業協会
CL04	あずさ監査法人（金融商品の時価等の開示に関する検討会）
CL05	社団法人日本証券アナリスト協会
CL07	社団法人生命保険協会
CL08	出光興産株式会社
CL09	全国銀行協会
CL10	社団法人日本貿易会
CL11	日本経済団体連合会
CL12	日本公認会計士協会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL01	今村 猛	公認会計士
CL06	生田 元	

4. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
1. 全体について		
1) 評価できる。	本公開草案は、金融商品に対する取組方針等の開示を求めたこと、負債についても時価の注記を必要としたこと、時価開示されない金融商品を「時価を把握することが極めて困難と認められるもの」に限定したこと、等によって財務報告利用者の利便性を向上させる枠組みを提供しており、高く評価したい。	N/A
2. 時価等の開示の範囲について		
2) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について 【会計基準案 19 項、81-2 項、適用指針案 5 項】	「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」の考え方について、基準本文でも明示してもらいたい。現行案では、「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」の考え方は、適用指針案 34 項で触れているが、当該範囲の考え方は重要な論点であり、実務上の混乱を避けるためにも、「基準」本文にも記載してもらいたい。 「極めて困難」と認められる場合及び認められない場合の具体例を示す等により明確にしていきたい。 「時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記しない」場合に、金融商品の重要性を考慮すると時価の測定にコストが過大と認められる場合が該当することを明確化していただきたい。	適用指針 39 項において、「時価を把握することが極めて困難」の考え方を、過大なコストとの関係についても考慮し、明確化するように記載することとした。
3) 市場価格がない株式について 【会計基準 20 項、21 項】	会計基準案 20 項の「市場価格のあるもの」を「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当しない有価証券」に改正し、21 項の「市場価格のない株式」を「時価を把握することが極めて困難と認められる株式」に改正することが適切ではないかと考えられる。	基準内の用語について統一を図った。なお、債券と同様の性格を持つと考えられるもの以外の株式について、市場価格の有無による取扱いの区分が引き続き有効な場合もあることから、この修正を反映していない実務対応報告がある。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
【適用指針案 34 項】	「なお、将来キャッシュ・フローが約定されていない株式は、市場価格がない場合、通常、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当するものと考えられる。」と、「通常」という表現が用いられているが、市場価格がなくても、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当しない株式があることを想定しているということか。	市場価格がない株式であっても、一定の種類株式でキャッシュ・フローが約定されており合理的に算定された価額を算定できるものもあることを想定している。この点が明確になるよう、適用指針 39 項の記載を修正した。
4) 純資産の部に計上されている科目について 【適用指針案 2 項】	純資産の部に計上される科目のうち、本適用指針案の対象範囲に含まれるものがあるかどうかを確認させていただきたい。	純資産の部に計上されている科目で、時価等の開示の対象となるものはないと考える。適用指針 2 項においてその旨の記載を行うこととした。
5) ゴルフ会員権・敷金の取扱いについて 【適用指針案 2 項】	従来から「時価」による評価替えについて議論のあるゴルフ会員権や、賃料及び修繕の担保的性格を有する無金利の敷金について、今回の時価開示対象の取扱い上どう扱うのかを追加論点として加えてはどうか。	金融商品会計基準等の適用がありその金額に重要性があり独立掲記されていれば開示の対象となるものと考えられる。 ゴルフ会員権の相場は、上場株式と同列の信頼性はないが、実務指針ではこのような相場を時価とみなしており、相場がどの程度かを示すことは一定の情報の有用性があると考えられる。
6) 保険約款貸付について【適用指針案 2 項、10 項】	保険契約は本適用指針案の対象外とされているが、保険契約に基づく保険契約者への貸付である保険約款貸付についても、保険契約の一部を構成するものであり、保険契約の他の要素と不可分なものであることから、時価等の開示の対象外と理解してよいか確認させていただきたい。	保険約款貸付は会計基準が対象外としている保険リスクをカバーするための保険契約の主たる部分ではなく、派生した金融商品と考えられる。このため、他の貸付金と同様に、開示対象となると考える。ただし、「金融商品の時価等に関する事項についての補足説明」(適用指針案 4 項(4))に商品性等について追加説明をすることは妨げられない。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
7) 金銭債権・金銭債務について 【適用指針案 2 項】	金銭債権・金銭債務の時価は、貸借対照表日現在に決済又は移転したならば、と仮定した場合の評価額である。継続企業を前提にしているのにそのような仮定に立っての評価額は将来キャッシュ・フローの予測に役立たないと思われる。「金銭債務の時価を注記することは・・・、また、当該企業の資金調達活動の一端を外部に示すことになるため意義がある・・・（適用指針案 10 項）」という意見があるが、現実にはほとんど意義がないと思われる。また、企業価値の評価にも役立たないと思われる。以上の観点から、時価開示のための企業の負担とその効用を比較すると前者の方が大きいと思われる。	金銭債権・債務についても移転の可能性があること、信用リスク（又はその変動）を反映しない割引率で割り引いた場合の追加開示を用意していること、貸借対照表の計上額ではなく開示にとどめていることから、金銭債権・債務の開示を行ってもミスリードにはならないものと考ええる。
3. 「金融商品の状況に関する事項」の開示		
8) 取組方針について 【適用指針案 3 項(1)】	取組方針は財務諸表公表時のもので、その後変更されることもありうることを明記すべきであり、適用指針案3. (1)に次のような項目を追加することを提案する。「④取組方針は財務諸表公表時のものであり、今後変更されることがありうることを明記する。なお、重要な変更を行った場合は速やかにこれを開示する。」このように、明記することによって、取組方針をより具体的に記述できるという副次的なメリットも期待できる。	従来からデリバティブ取引について取組方針の記載がなされており、これまで特別に誤解が生じた懸念はないものと考えている
9) リスクの集中について 【適用指針案 3 項(2)②】	金融商品に係るリスクについて、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要(貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先の金額割合を含む。)を記載することとされている。これらの開示範囲は、会社の判断にゆだねられることになるが、一定の比較可能性を担保するためにも、金融商品会計に関する実務指針 156 項におけるヘッジの有効性判断のレンジ幅の例示のように、一定目安となる数値基準を設けてはどうか。(例えば、売上高の 20%以上を占める相手先について開示する等。)	企業の内部管理方針や業種によって開示対象とすべきかどうかの判断基準が異なるため、一律に示すことは困難と考える。
10) 機密情報について 【適用指針案 3 項(2)②】	信用リスクが著しく集中している「ある企業集団」の概要(取引相手先の金額を含む。)を記載することとなっており、「参考(開示例)」のうち「2. 製造業(2)」として「営業債権のうち xx%が特定の大口顧客に対するもの」と例示されているため、個別企業名まで開示を求めていると思われるが、当該情報は、企業の機密情報に該当するため、開示項目としては引き続き慎重な対応をお願いしたい。	関連当事者、セグメント情報の開示など、他の開示を通じて取引相手先名が明らかな場合など、機密情報に該当するとは言えない場合もあり、企業(集団)名を開示することが可能な場合には記載すべきと考えられるが、問題がある場合にはこの限りではない。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
11) 金融資産と金融負債との間等に重要な関連について 【適用指針案 3 項(1)②】	「金融資産と金融負債との間や金融商品と非金融商品との間に重要な関連がある場合」とあるが、具体的な事例がわかりにくいため、「参考（開示例）」に具体的な記述例等を示すことで定義の明確化をお願いしたい。	設備投資と資金調達や、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしている場合など、参考（開示例）において記載例を設けている。
12) 「通常と大きく異なる条件」等について 【適用指針案 3 項(1)②】	「通常と大きく異なる条件」は何をもって判断すればよいかが不明瞭なため、加筆説明して欲しい。 また、注記開示が求められるということは、そもそもこのような商品についても一体処理が認められているとも読めるがそれは良いのか。 「時価の変動率が大きい特殊なもの」についても「参考（開示例）」に具体例を記載していただきたい。	一体処理しているその他の複合金融商品については、組込デリバティブを区分処理している金融商品と異なり、通常と大きく異なる条件等を例示等で具体的に列挙することは困難であると考えられる。このため、適用指針 15 項にあるようなリスクが高いものの商品性に関する注記を求めることとしている。また、参考（開示例）の 3. 金融業において、一般的に取引されない外貨建の商品や超長期の商品を、リスクの高いものの例示として加えることとした。
13) 一体処理された複合金融商品の時価開示について 【適用指針案 3 項(2)②】	デリバティブ内包の複合金融商品が、「現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がないことなどにより一体として処理されている場合」において、「通常と大きく異なる条件を有しているものや、デリバティブ取引の対象物の価額変動に対する当該取引の時価の変動率の大きい特殊なもの」以外は、デリバティブについて注記（含む時価）する必要がないことを確認させていただきたい。	一体処理されている複合金融商品の場合には、組み込まれているデリバティブについて注記は要求されない。 複合金融商品が一体として処理されている場合、商品性だけの説明がなされ、貸借対照表との関連性が不明確となるおそれもあるため、その関連性が明らかになるよう適用指針 3 項(2)②を修正し、関係する貸借対照表科目を開示することとした。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
4. 時価の考え方等について		
14) 時価算定方法の明確化について【適用指針案 16 項以下】	参考（開示例）の冒頭に、「記載内容については、各企業はその実情に即して適切に注記する必要がある」と記載されているが、時価の算定を要する金融商品の範囲が拡大しており、時価の算定方法及びその許容範囲についてある程度のコンセンサスを得ておかなければ、企業ごとに精度の様々な時価が算定・開示され、比較可能性を阻害することもあると考えられる。したがって、特に時価評価の対象とされていない金融商品については、開示例を参考として示すだけでなく、金融商品の種類ごとの具体例、簡便的な取扱いや留意すべき事項を含む時価の算定方法に関する適用指針案を定めるべきであると考えます。	時価の算定方法については、適用指針 21 項で実務指針を踏まえるべきことが示されている。また、実務の参考に資するため、参考（開示例）において実際の開示を想定した具体例を示している。
15) その他有価証券の時価について【会計基準案注 7】	その他有価証券の決算時の時価として、期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを認める金融商品会計基準（注 7）の規定については、国際基準に比して一般的でないため、この機会に削除を検討すべきである。当該規定を削除しない場合でも、期末日の市場価格に基づいて算定された価額を開示する方が有益であると考えられるため、時価の注記として開示するものは期末日の市場価格に基づいて算定された価額とすべきである。	今回は主として開示に関する改正であり、時価の算定方法の改正は対象外としていることから、公開草案の方針を維持することとした。ただし「金融商品の時価等に関する事項についての補足説明」（適用指針案 3 項(4)）に期末の時価を開示することを妨げるものではない。
16) 金銭債務の時価について①【適用指針案 4 項(6)】	金銭債務の時価評価については利子率で割り引く方法も認められているが、開示後の利子率変動による影響の把握および恣意的な利子率使用の牽制の観点から使用した利子率を明記すべきである。	利子率を開示することは妨げられないが、期間や為替が異なる金銭債務が混在することで有用性が乏しい情報となる場合も多く想定されるため、一律に開示を求めることはしていない。
	適用指針案 19 頁 3 行目には、満期保有目的の有価証券に関し「格付の高い債券のみを対象」とあるが、例えば「A 格以上の債券を対象」というようにより具体的に記述すべきである。	記述することは妨げられないが、企業の管理体制による。
	金融資産の時価等に関する事項で、金融資産と負債を 1 表にまとめ、負債を括弧書きしている（例えば 20 頁）が分かりづらい。1 表でも良いから、内部を資産、負債、デリバティブに 3 分し、それぞれに小計欄を設けると一覧性が高まる。この場合、デリバティブは負債に立つ分を括弧書きする。	参考（開示例）において小計欄等の開示例を加えることとした。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
17) 金銭債務の時価について② 【会計基準案 120 項、適用指針案 10 項】	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は継続企業的前提を基礎としていることから、開示する金銭債務の時価の算定にあたり、当該債務が減免されることを想定すべきではないという考え方もある。したがって、開示する金銭債務の時価に当該債務を負う企業自身の信用リスクを反映することについては、慎重な検討をお願いしたい。	損益計算と離れて金融商品の時価を開示することは、投資者に対して有用な財務情報を提供することになるとの意見や、企業の資金調達活動の一端を外部に示すこととなるとの意見があり、信用リスクを含めた金融負債の時価の開示には一定の意義があると考えられる。また、左記の意見にも配慮し、信用リスクを反映しない金銭債務の時価も企業が任意で開示することを認めているため、公開草案の方針を維持することとした。
18) 金銭債務の時価について③ 【適用指針案 4 項(6)】	金銭債務については、その債務の内容によっては帳簿価額が時価情報としてもっとも適切であると考えられる場合もあり（例えば借入金）、一律にすべての金銭債務が対象となり、時価の算定方法を 4 項(6)で示されているような約定金利に金利水準の変動のみを反映した利率若しくは無リスク利子率をその割引率として使用した方法で追加開示できるものとするということではなく、金銭債務内容そのものを個別に考慮し分類した上で注記の要不要含め適用方法を検討願いたい。	参考（開示例）の 3 のケースで対応した。4 項(6)は任意開示として整理している。
19) 有価証券の時価について 【適用指針案 4 項(1)】	現行の会計基準において時価評価額が貸借対照表に反映されている「その他有価証券」については、純資産の部に計上する評価差額に関して、税効果会計を適用することが明示されている（会計基準 18 項）ことを踏まえると、新たに開示が求められる時価に関する注記においても、税効果を適用した評価差額とするべきであると考えます。	評価差額については、従来の有価証券・デリバティブに関する開示を踏襲していること、また、時価（公正な評価額）そのものに情報価値があることから、公開草案の方針を維持した。
20) 金銭債権の貸倒引当金の取扱いについて 【適用指針案 4 項】	金銭債権に関する開示を行う場合において、既引当の貸倒引当金をどう取扱うかについても加筆してはどうか。また、その際に一般引当の取扱い、直接償却済み債権の取扱いについても併せて検討してもらいたい。	参考（開示例）において貸倒引当金の取扱いを例示することとした。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
21) 債務保証契約の時価算定方法について 【適用指針案 19 項】	債務保証契約は、オフバランスの偶発債務であり、将来キャッシュ・フローの測定方法等についても考え方が示されないと、実務上、混乱が生じると思われるので、検討願いたい。（債務保証契約は、債務保証先が債務不履行時に発生するものであり、債務保証額が最大の損失額となるものと考えます。一方、債務保証額は別途個別に開示されていることから、重複防止の観点にて再度検討をお願いするものです。 債務保証の注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、その時価に重要性がある場合には、その時価及び当該時価の算定方法を注記することが適当とあるが、どのようなケースを想定しているのか、重要性の定義を含め、具体的に記載願いたい。また、参考（開示例）に債務保証の場合も含むように記載願いたい。	重要性の判断については、開示の有無が財務諸表利用者の意思決定にどの程度の影響を与えるかといった観点から、資産総額や時価をメルクマールとして、行うべきことを求めている。 時価の算定方法は、原則として保証料又はコミットメント・フィー等のキャッシュ・フロー（損失発生の可能性を表す額）を基礎として、DCF 等の手法により算定されるものと考えられる。 なお、時価の算定方法は開示されるため、保証料等か引当金をベースにしているのかは、開示により明確になるものと考えられる。
22) 当座貸越契約及び貸出コミットメントの時価の注記について 【適用指針案 18 項】	本適用指針案の「契約で示された固定利率で実行される際の時価に重要性がある場合には、その時価及び当該時価の算定方法を注記することが適当である」につき、どのような場合に重要性があると考えられるか、及び時価の算定事例等の開示の為のガイドラインを参考（開示例）等で示していただけるよう、ご検討をお願い致します。	
23) 売上債権の時価の注記について 【適用指針案 9 項】	売上債権の時価の注記については、その要否につき再度検討をお願い致します。売上債権に関して投資家にとって有益な情報は、期末における時価というよりも寧ろ、当該債権の回収可能性であると考えます。その点においては、既に行っている貸倒引当金の計上による貸倒リスクの開示及び破産更正債権等への振替により対応できていると考えます。	回収が長期にわたる場合があること、他者への移転の可能性があることなどから時価情報の開示には一定の意義があるものと考えられる。
24) 短期決済のため帳簿価額での開示を行う範囲 【適用指針案参考（開示例）】	適用指針案参考（開示例）の中で、「短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている」例が示されている。この「短期間の決済」によるため時価と帳簿価額がほぼ等しいとできる範囲の明示が行われないと、実務上混乱が生じるように思われるため、適用指針案本文で当該考え方を追加してはどうか。 通常は、1 年内の短期決済が想定されると思われるが、今回の P16 における開示例では、「受取手形及び売掛金」が当該帳簿価額での開示とされているが、同じ開示例内の P17（注 3）における償還予定額のなかでは、1 年超 5 年以内の「受取手形及び売掛金」が存在している。このため、5 年内であるならば「短期決済」と考え、時価評価を行わない実務も生じる可能性が否定できないと思われる。	当該参考（開示例）は実務の理解に資することを目的としたものであり、短期決済のものを区別してそのように評価すべきことを示しているものではない。 当該参考（開示例）について、誤解を生じないように修正を行った。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
5. 時価等の開示の内容について		
25) 金利スワップの特例処理、為替予約の振当処理について 【適用指針案 30 項】	金利スワップの特例処理、為替予約の振当処理に関しては、取引の期末時における契約額又は契約において定められた元本相当額は他のデリバティブと同様に注記しなければならないとされている。しかし、投資者に有用な財務情報を提供するという観点からも、リスク管理の観点からも、完全にリスクが相殺されている金利スワップや契約期間が短期である場合が多い為替予約の振当処理の契約額や元本相当のみを記載する意義は薄いと考えられる。 よってヘッジ対象の時価として注記されている場合については、契約額等の記載を省略して問題ないとする。	契約の全体規模を示すことは投資情報として一定の意義があると考えられるとともに、内部管理上も利用しているデリバティブの網羅性を確認する意義もあると考えられる。
26) 償還予定額について 【適用指針案 31 項】	「金銭債権について、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する」とあるが、本適用指針案で求められている開示額は、元本について、貸借対照表価額を開示するという理解でよい。 破産更生債権や貸倒懸念債権については、法的倒産手続きや私的整理の過程にある等の理由により今後の償還のスケジュールや金額が確定しないものも一部存在すると思われる。参考（開示例）では、期間別の償還予定額の開示が求められているが、このような債権についても開示の対象となるのか。	元本についての償還予定額を記載するものとしており、償却原価法による貸借対照表価額とは一致しないこともありうると考えている。 スケジュールが確定しないものについては償還予定額の対象外とする場合の開示例を追加することとした。
27) デリバティブの開示項目について 【適用指針案 30 項】	デリバティブの注記項目ではヘッジ会計適用有無で分けした元本金額の開示、金銭債権の償還区分毎の開示など、国際的な会計基準でも要求されていないようなレベルの情報まで開示するのは、財務諸表作成者側で過度な作成負担が生じる恐れがある。 例えば、デリバティブの注記項目については、ヘッジ対象物毎のデリバティブ資産・負債金額の開示、金銭債権は時価開示でも十分にその目的は達成されると思われるので、特に時価情報以外についての注記項目については国際的な会計開示と同様のレベルでの開示項目とするようご検討頂きたい。	ヘッジ会計を適用しているものについても新たに開示することとした以外は、現行の開示様式を踏襲するものであり、国際的な会計基準と比して過度な作成負担にはならないと考えている。 なお、ヘッジ対象物ごとの開示を要求するものではないこと、あるいは企業においてヘッジ会計を適用しているものとしていないものを一括管理しているケースもあることから、参考（開示例）を修正するとともに、適用指針 35 項を挿入した。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
28) 貸付金等と同質の社債について 【適用指針案 4 項(2)】	時価の測定可能性・保有目的等が貸出金等と同質と考えられる社債その他の債券については、債権と同様に「貸借対照表上は取得価額等で計上し、注記において時価開示する」取扱いとしていただきたい。	左記の「同質性」を判断するメルクマールを現状において開発することは困難と考えられる。もしそのようなメルクマールができたとしても、一概に社債を貸出金の処理に合わせることにならず、貸出金を社債の処理に合わせるとの議論につながる可能性もある。 時価のない債券が時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外の債券に該当することになった場合の償還不能見積高（金融商品実務指針 93 項）の取扱いについて適用指針 42 項で明示することとした。
29) トレーディング目的で保有する金融資産について 【適用指針案 4 項(4)】	トレーディング目的で保有する金融資産（例えば、金融商品実務指針第 269 項のトレーディング目的で保有する金銭債権等）については適用指針案 4 項(4)等の対象から除外し、売買目的有価証券に準じて注記を行う旨の規定を設けるべきである。	当該金融資産の時価の開示にあたっては、売買目的有価証券に準ずることが考えられることを適用指針 36 項に明示することとした。
6. 市場リスクの定量的情報の開示について		
30) 記載自体を認めるべきではない 【適用指針案 15 項】	適用指針案15項にも記載されているように、当該定量的なリスク情報の算定手法は単一ではなく、また、取り扱っている金融商品の量やデータの蓄積状況など、企業によって大きく異なるものである。このような各社が独自に算定した数値を注記で示した場合には、当該数値が一定の基準に基づいて算定され適正性が確保された数値であると読者に誤解を与える可能性が高い。また、このような一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づかない数値については、監査の実施が困難であることから、当該情報の開示を容認すべきではないと考える。	当該情報の有用性や、国際的な会計基準の動向を踏まえて審議を行い、公開草案と同様に、大半の企業について市場リスクに係る定量的情報の注記を任意とすることを維持しつつも、金融商品に係る事業目的に照らした重

項目	コメントの概要	コメントへの対応
31) 任意記載事項とすべき（開示する場合は会社責任とすべき） 【適用指針案 15 項】	バリュース・アット・リスクやストレステストについては、銀行については注記ではない部分において、制度上開示されていることとなっている点を考えれば、これをもって国際財務報告基準で求められている内容と同等の情報が開示されていると考えることも可能と思われる。 また、注記事項は通常会計監査の対象になるが、手法が単一ではなく判断基準がないものに関する開示は監査になじまない部分も有るため、任意開示とする現行案の取扱いに賛成するが、その場合にも、企業結合のプロフォーマ情報のように、監査対象外における会社責任での開示とすることが必要である。	要性や、当該金融商品のリスク変数の変動に対する感応度の重要性など、一定の要件を満たす企業については、市場リスクに係る定量的分析が利用されていることを想定し、当該分析に基づく定量的情報の注記を求めることとした。
32) 任意記載事項とすべき 【適用指針案 15 項】	バリュース・アット・リスクやストレステスト等により把握された金融商品に関する定量的なリスク情報の開示については、その記載を任意とする現行案が妥当であると考ええる。 - 銀行が、内部管理の目的から計測するバリュース・アット・リスク等によるリスク量は、会計帳簿の記録に基づく会計数値ではなく、各銀行それぞれのモデル等の算定方法によって算定されるものであることから、財務諸表の注記として開示することは相応しくないものであると考える。したがって、定量的なリスク量の開示については、是非慎重に検討いただき、仮に注記とする場合でも、その開示は任意としていただきたい。 - 適切なリスク評価、管理手法の開示については、業態に応じたあり方が検討されているところであり、会計基準により当該情報を注記にて求めることは、現時点では困難な点が多いため、任意開示とし、業態ごとの法令等に基づいた開示に委ねるべきと考える。	
33) 情報を入手したい 【適用指針案 15 項】	金融商品に関わるリスクの定量的な開示は企業分析において有用な情報であり、国際財務報告基準において重要性が乏しい場合を除いて開示を求められていることから、理念的には開示が望まれる。これを一律に強制することは作成者に過度の負担を課すことになる一方、金融機関等で既にリスクの定量的な把握を行っている企業については追加的負担は大きくないと考えられる。また、総合商社、一部のリース会社や事業会社の中には事業の実態が投資会社に近い企業については、銀行のような開示制度がなく、バリュース・アット・リスクなどの定量的リスク情報はアナリストとしては是非入手したいものである。既に定量的リスク状況を把握している企業についてはユーザー側の情報ニーズも強いことから、金融商品に係る定量的なリスク情報を開示することができる場合には、それが重要でない場合を除いて、その手法や仮定とともに財務諸表に注記することとしてはどうか。	

項目	コメントの概要	コメントへの対応
7. リース取引に係る時価開示について		
34) リース債権及びリース債務については開示対象とすべきではない 【適用指針案 20 項】	ファイナンス・リース取引は、金融取引ではなく賃貸借を中核とした複合取引であり、金利要素だけではなく、未履行のサービスに関連する債権も含まれている。米国会計基準（FAS第107号）、国際会計基準（IAS第39号第2項（b））では、リース債権・債務の時価評価方法については、金融商品としての認識はあるものの時価評価開示の対象外となっている。さらに、最近公表された米国会計基準第157号においてスコープには含まれているものの、時価の議論が未成熟であるため、依然として米国会計基準第107号の対象外としている。 国際的な会計基準との平仄が取れない点とわが国のリース取引に関する“時価の概念及び時価評価方法”の議論が未成熟である点を考慮すると、今回の時価注記開示の制度化は、時期尚早である。	適用指針案 20 項にあるようにファイナンス・リース取引により認識されたリース債権又はリース債務は、金融商品または金融商品的な性格を有すると考えられているため、原則として時価開示の対象とすることが適当と考える。国際財務報告基準 7 号においても開示対象としており、米国会計基準に基づく報告においても実務上は開示が行われている実態がある。
35) 見積残存額について 【適用指針案 20 項】	見積残存価額について、「リース期間終了時に見積られる残存価額で残価保証のない額」としているが、第三者が保証する残存価額は資産の価値に基づくものであり、仮に第三者保証残価について回収に懸念が生じた場合でも、貸手が資産売却を自ら行うことで残存価格の回収を図るものである。したがって、第三者保証残存価額は、貸手の見積残存価額の補填手段のひとつであり、金融資産とは性質が異なるため、リース料債権に含まれる残価保証額は「借手の保証する残存価額」に限定すべきである。	リース会計基準においてそのような整理が行われており、経済的にも相違ないものとする。
36) 簡便法の対象となる所有権移転外ファイナンス・リースの取扱いについて 【適用指針案 21 項】	適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リースについて、「リース会計適用指針」第 78 項及び第 81 項の規定を適用した場合においても、時価評価を前提とした開示の検討を求めているが、そもそも実務上の対応を考慮し、貸手にはリース投資資産の期首簿価計上、借手にはリース債務の総額計上を簡便法として認めているものと考えられる。また、この簡便法はファイナンス要素を排除した処理方法であることから、これに対してファイナンスとして時価計算を行うことは困難である。このため、時価と帳簿価額の比較ができないことに加え、時価計算を求めることは、「リース会計基準」で定めた経過的取扱いの主旨に反するので削除すべきである。	重要性がある場合において従来、利子抜きで処理していた考え方を引き継ぐものであり、経過措置の主旨に反しないものと思われる。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
8. 適用時期その他		
37) 最初に到来する四半期の取扱いについて 【適用指針案 6 項、35 項】	3 月末決算法人（早期適用は適用しない）の場合、平成 21 年 6 月末（第一四半期末）においては、比較すべき前年度末の情報が開示されていない金融商品（貸付金等を含む金銭債権等）もあると思われるが、そもそもこれは、第 6 項、第 35 項の著しい変動の注記の対象外と理解してよいか。また対象の場合、適用されるのは、平成 22 年 3 月末の事業年度末からとの理解で問題ないか。	42) のコメントも踏まえ、実務面の円滑な適用を図るため、原則として平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとした。
38) 他の基準の修正について 【会計基準案 121 項】	今回の改正に伴う他の基準等の修正部分については、既に適用済みの金融商品に関する会計基準との整合性を考慮して整理されたものであり、この部分についても原則 21 年 4 月 1 日以降開始する事業年度からの適用となると、実務上混乱が生じるとと思われる。（特に、(10)実務対応報告第 8 号の取扱い。）	他の基準の修正が原則として用語の修正であり、これまでの基準等の適用時期をくつがえすものではない。
39) 注記の代替について	本適用指針案において、注記による金融商品に係る開示範囲が大きく広がり、監査期間の長期化及び、開示資料作成期間の短期化が想定され、事務負担が極めて重い。そのため、既に各業態の法令・諸規則に則り、注記以外で同内容を開示している場合については、それをもって代替することを認める旨の追記をお願いしたい。	会計基準等を参考に法令・諸規則の改正が行われることが望まれる。 なお、会計基準において注記以外の方法による代替を認める旨の記載を行うことは適当ではないと考える。
40) 注記事項の重複について①	注記情報の利用者及び作成者双方の便宜に鑑み、デリバティブ取引の状況、その他有価証券の時価等、社債、長期借入金の償還予定額、リース債務等の重複箇所については既に開示されている注記及び附属明細表の記載を廃止する等の調整が必要であると考えます。 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の返済予定額の注記については、返済予定額が 5 年超の場合は注記が必要で、結果的に附属明細表の記載項目と一部重複することになる。実務上の負担を考慮し、返済予定額は 5 年内、5 年超にかかわらず、附属明細表または注記のどちらかに記載すれば、他方を省略可能とするよう、配慮頂きたい。	会計基準等を参考に法令・諸規則の改正が行われることが望まれる。
41) 文章形式での開示、重要性の判断について	時価開示の方法として、文章形式での開示方法についてもご検討願いたい。例えば、時価開示対象について、その重要性等を加味し、必要と思われるものについて記述・開示する方法等も考えられる。 第 3 項、第 4 項において、「重要性が乏しいものは注記を省略することができる」との記載があるが、本適用指針案における重要性の判断に係る考え方を整理していただきたい。	必要な開示が財務諸表等規則に則って行われている限り形式は問わないものと考えられる。 重要性の考え方は従来と同様である。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
42) 準備期間の確保について 【適用指針案 7 項】	保有する金融商品のウェイトが高い銀行業においては、システム対応等、相応の負担が求められることになる。このため、適用開始までの準備期間を十分に確保いただくように配慮いただきたい。例えば、平成 22 年度からの原則適用とする等の経過期間の設定についても検討いただきたい。	37) の対応を参照。